

細街路対策指針に基づく道路位置指定制度の活用業務の委託に関する 公募型プロポーザルに関する質問および回答について

(道路位置指定申請に係る図書及び道路位置指定申請書(案)について)

Q 1 資料収集にあたり、公用交付申請を利用できるのでしょうか。それとも受託者が交付申請を行い、交付手数料も受託者負担となるのでしょうか。

A 1 地図・公図、地積測量図、建物図面、閉鎖登記簿の法務局での申請について公用交付申請を利用することができます。

(参加資格要件について)

Q 2 複数社による共同企業体(JV)で応募することは可能でしょうか。

複数社による共同企業体(JV)で応募が認められない場合、例えば、1社の名前で提案を行い、別の会社の者を協力企業として業務実施体制に加えることは可能でしょうか。またこの場合、協力企業も含めて、「一級建築士又は技術士(建設部門)のいずれかの資格を有する者及び測量士の資格を有する者を配置すること」の要件を満たすとしてもよろしいでしょうか。

A 2 複数社による共同企業体(JV)での応募も可能です。その場合、代表幹事会社を定めてください。

1社で応募を行い、協力業者として担当技術者を充てる場合は、協力業者も含め資格要件を満たしていることを求めます。

(提案書作成要領について)

Q 3 各様式には、枠外に社名を記載する欄がありますが、そこに社名は記載して問題ないでしょうか。

添付資料について、業務実績を示す契約書の写し等を添付することになりますが、契約書等に記載の社名等は黒塗りするなどして、特定できないようにするというのでしょうか。

A 3 製本する1部については社名を記載してください。製本せずにクリップ留め等として提出する提案書本文及び添付資料には、社名を記載しないでください。また、添付資料等に社名がわかる部分又は推測できる部分が含まれている場合は、当該部分を黒塗りするなどして特定できないようにしてください。

(第3号様式 配置技術者調書について)

Q 4 ※7「手持ち業務の状況」について、「平成24年10月末日現在で記載してください。」とありますが、「平成24年10月末日」ではなく、「平成25年8月末日」でしょうか。

A 4 平成25年8月末日です。